

3. 議会関係

(14) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調査 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	議会の決定の内容		議会の決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定に該当すると決定したもの	兼業禁止規定に該当しないと決定したもの			審査の申立ての結果	出訴の結果		
北海道	豊浦町	○		議員が代表取締役を務める会社の売上げのうち豊浦町から受注した公共事業に係る売上げが占める割合が40%超えをもって地方自治法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」の「主として」に該当するとしたため。	H28.3.18	有	H28.3.25 審査申立て H28.5.19 裁決 (豊浦町議会が平成28年3月18日付けで行った、法第127条第1項の規定により審査申立人が法第92条の2の規定に該当するとした決定は、これを取り消す。)	有	H28.4.7 出訴(札幌地裁) H28.5.23 取り下げ
岡山県	赤磐市		○	議員の配偶者が介護保険事業者の監査役に就任している案件で、この配偶者が議員の支配下にはないと判断した。また、そもそも介護保険事業者の役員になることは、兼業禁止の規定に該当しないと判断したため。	H27.9.29	無		無	
徳島県	三好市		○	兼業禁止は明らかだが、本会議で3分の2の賛成が得られなかったため	H27.9.18	有	H27.10.6 兼業禁止規定に該当しないと決定を不服とする議員から審査申立て H27.11.18 却下	有	H27.12.8 出訴(徳島地裁) 訴訟係属中
福岡県	遠賀町	○		議員が法人に出資し、保有していた株式を親族に譲渡し、また、法人は議員の同族会社で、議員がその法人の会長であることから、地方自治法第92条の2の規定のうち「これらに準ずべきもの」に該当すると判断したため。	H28.3.18	有	H28.4.1 申立て H28.7.22 本件決定を取り消す	無	
計	4団体	2件	2件			3件		2件	